

事 務 連 絡  
平成 1 7 年 8 月 9 日

各検査所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### 中国産養殖鰻加工品の取扱いについて

標記については、平成 1 7 年 2 月 2 4 日付け事務連絡にて、中国政府が輸出を再開した養殖鰻加工品の登録業者のリストをお知らせしたところです。

今般、中国政府から、本年 3 月にエンロフロキサシンに係る違反が確認された鰻加工品については、原料鰻の養殖業者の不正が原因であったことから当該養殖場の輸出登録資格を取り消すとともに、当該加工業者についても養殖場への監督管理が不足していたことから輸出資格の一時停止措置を講じたとの通報を受けたところです。

については、当該加工業者(FUJIAN CHANGFENG FROZEN FOOD CO.,LTD.(3500/02096))の製品については、下記のとおり取り扱うこととしますのでよろしくをお願いします。

### 記

- 1 FUQING SHANGJING JIANLI FRESH WATER AQUAFARM(3500/M0193)で養殖された鰻を原材料とした全ての製品については、輸入者に対し中国側へ積み戻しを行うよう指導すること。
- 2 本年 7 月 1 3 日以前に輸出された 1 以外の養殖場の鰻を原材料とした製品については、検査命令の手続きを行って差し支えない。
- 3 本年 7 月 1 4 日以降に輸出された 1 以外の養殖場の鰻を原材料とした製品が輸入届出された場合は、貨物保留の上、企画情報課検査所業務管理室を通じて、当室まで連絡すること。